

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市計画法			法令番号	昭和43年法律第100号		
手続名	工事完了公告前の建築承認			根拠条項	第37条		
審査基準	<p>(建築の制限等)</p> <p>○ 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、法第36条第3項の公告（工事完了公告）があるまでの間は、建築物を建築し又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他県知事が支障がないと認めるとき。</p> <p>二 法第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。</p> <p>(知事が支障がないと認める場合の基準)</p> <p>○ 知事が支障がないと認める場合の基準は下記の例による。</p> <p>① 官公署、地区センターその他の公益的施設を先行的に建設する場合。</p> <p>② 既存の建築物等を開発区域内に移転し改築する場合。</p> <p>③ 自己の居住又は業務の用に供する建築物を宅地の造成と同時に行う場合でこれを切り離して施工することが不適当な場合（工事完了後に建築を行うと、手戻り工事が生じる場合）</p> <p>④ 自己用外の開発行為の場合（分譲目的の宅地の開発等）は、原則として認められない。</p> <p>⑤ 工事施行者の都合や建築物の使用時期の都合によるものは、原則として認められない。</p> <p>⑥ その他合理的な理由が認められる場合。</p>						
	受付機関	各市町村	処理機関	各土木事務所 まちづくり課	交付機関	各土木事務所 まちづくり課	標準処理期間 60 ～ 90日 標準経由期間 上記に含む 日

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市計画法			法令番号	昭和43年法律第100号		
手続名	工事完了公告前の建築承認（続き）			根拠条項	第37条		
審査基準	(承認に付す条件) ○ 開発行為に関する工事の完了公告前には、承認の建築物を使用し、又は使用させてはならない。						
	受付機関	各市町村	処理機関	各土木事務所 まちづくり課	交付機関	各土木事務所 まちづくり課	標準処理期間 60 ～ 90日 標準経由期間 上記に含む 日